

別表

1 社会福祉法人

| 指導監査等の区分 | | 実施内容 | 令和5年度実施対象法人 |
|----------|--------|---|---|
| 一般監査 | 定期指導監査 | 原則として3年に1度の周期で厚生労働省の定める「指導監査ガイドライン」に基づき実地において実施 | 【実地】8法人 加須福祉会、さかえの会、花崎保育園、富士見会、社会福祉協議会、清光会、ハイマート、博雅会 |
| | 臨時指導監査 | 法人の運営等に問題が発生した等の場合に随時実施 | |
| 特別監査 | | 不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由がある、最低基準に違反があると疑うに足る理由がある等、運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施 | |

2 社会福祉施設等

①民間保育所・児童館

| 指導監査等の区分 | | 実施内容 | 令和5年度実施対象施設等 |
|----------|--------|---|---|
| 一般指導監査 | 定期指導監査 | 毎年1回書面により実施し、概ね3年に1度の周期で実地により実施 | 【実地】9施設 加須保育園、三俣第一保育園、三俣第二夜間保育園、三俣第三保育園、吉川保育園、花崎保育園、みなみ保育園、リトル花保育園、みつまた児童館 【書面】6施設 愛泉幼児園、不動岡保育園、不動岡第二保育園、戸川保育園、志多見保育園、にしき保育園 |
| | 随時指導監査 | 緊急かつ重大な不正や権利侵害の恐れ等を内容とする苦情・通報を受けた場合に随時実施 | |
| 特別指導監査 | | 不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由がある、最低基準に違反があると疑うに足る理由がある等、運営等に重大な問題を有する施設を対象として随時実施 | |

②特定教育・保育施設等

| 指導監査等の区分 | | 実施内容 | 令和5年度実施対象施設等 |
|----------|------|--|--|
| 指導 | 集団指導 | 制度改正や過去の指導事例等により指導が必要となる事項が発生したときに、施設の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施 | 【実地】8施設 加須保育園、三俣第一保育園、三俣第二夜間保育園、三俣第三保育園、吉川保育園、花崎保育園、みなみ保育園、リトル花保育園 【書面】6施設 市立保育所（園）のうち、第一、こすもす、第四、騎西、北川辺、わらべ保育園 |
| | 実地指導 | 運営状況等について関係者から関係書類等を基に説明を求める方法により、概ね3年に1回の割合で実地または書面において実施 | |
| 監査 | | 通報・苦情等の要確認情報や、重大事故に関する情報等を踏まえ、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実地において随時実施 | |

③認可外保育施設等

| 指導監査等の区分 | | 実施内容 | 令和5年度実施対象施設等 |
|----------|--------|---|------------------------|
| 報告徴収 | 通常報告徴収 | 運営状況について、原則として毎年1回、自己検査を実施の上、文書により報告を求めることで実施 | 全施設及び居宅訪問型事業者（ベビーシッター） |
| | 特別報告徴収 | 運営状況報告の内容に疑義がある場合や、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が寄せられた場合等で、問題があると考えられる場合に、随時報告を求める | |
| 立入検査 | 通常立入検査 | 原則として毎年1回、立入を行う （新規届出施設については、開設届受領から1か月以内に実施） | 全施設及び居宅訪問型事業者（ベビーシッター） |
| | 特別立入検査 | 重大な事故が発生した場合や児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合、利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、施設に問題があると認められる場合等に、随時立入を行う | |

④特定子ども・子育て支援施設等

| 指導監査等の区分 | | 実施内容 | 令和5年度実施対象施設等 |
|----------|------|---|---|
| 指導 | 集団指導 | 制度の改正、施設等利用費の請求の実態、過去の指導事例等により指導が必要となる事項が生じたときに、特定子ども・子育て支援提供者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う 新たに確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等にあつては、当該確認から概ね1年以内に実施 | |
| | 実地指導 | 運営基準の遵守状況等、提出された書面に関する質問等を行う面談方式により、集団指導の実施状況や埼玉県が行う指導監督・立入調査等に関する事務の状況等を勘案して行う | <p>【実地】12施設等</p> <p>◎ 認可外保育施設：5施設（企業主導型を除く）及び居宅訪問型事業者1名</p> <p>◎ 一時預かり事業：加須保育園、三俣第一保育園、花崎保育園、ぶなの木保育園</p> <p>◎ 病児保育事業：三俣第一保育園、埼玉県済生会加須病院ひまわり病児保育室</p> <p>【書面】3施設</p> <p>◎ 一時預かり保育事業：市立保育所（園）のうち、北川辺保育所、わらべ保育園</p> <p>◎ 子育て支援活動支援事業：かぞファミリー・サポート・センター</p> |
| 監査 | | 著しい運営基準違反が確認された場合や施設等利用費の請求に、不正又は著しい不当が認められる場合等、違反疑義等についての情報があり、特に必要があると認める場合において実施 | |

⑤放課後児童健全育成事業

| 指導監査等の区分 | | 実施内容 | 令和5年度実施対象施設等 |
|----------|--------|--|---|
| 通常報告徴収 | 年次点検報告 | 運営状況について、原則として毎年1回、自己検査を実施の上、その結果について文書により報告を求めることで実施 | 全施設 |
| 特別報告徴収 | 特別報告 | 運営状況報告の内容に疑義がある場合や、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が寄せられた場合等で、問題があると考えられる場合に、随時報告を求める | |
| 立入調査 | 通常立入調査 | 原則として3年に1回、立入を行う | 【実地】6施設 かぞ児童クラブ、みつまた児童クラブ、三俣第三児童クラブ、騎西風の子学童クラブ、みなみ児童クラブ、リトル花学童クラブ 【書面】上記以外の28施設 |
| | 特別立入調査 | 重大な事故が発生した場合、利用者からの苦情、相談、又は事故に関する情報等が寄せられている場合等で、事業所に問題があると考えられる場合等に、随時立入を行う | |

⑥指定介護サービス事業所

| 指導監査等の区分 | | 実施内容 | 令和5年度実施対象事業所 |
|----------|------|--|--|
| 指導 | 集団指導 | 過去の実地指導における指導事項の説明や法改正等の最新情報など、適正な運営に向け必要な情報について、事業者等を一定の場所に集め講習等の方法により原則として毎年1回実施 | |
| | 運営指導 | 事業所を訪問し、施設見学及び関係書類の検査、関係者からのヒアリング等の方法により、原則として指定期間内（6年）に1度実施 | 【居宅介護支援】4事業所 花みずきケアプランセンター、ケアステーションすてっぷ、多賀谷寿光園居宅介護支援事業所、利根いこいの里居宅介護支援センター 【地域密着】4事業所 デイサービスセンターひばりの里、いちごデイサービス、グループホーム藤の里大越、結デイサービス 【介護予防支援】3事業所 加須市騎西高齢者相談センター多賀谷寿光園、加須市三俣・樋遣川・大越高齢者相談センター利根いこいの里、加須市大利根高齢者相談センターふれ愛の郷 【総合事業】9事業所程度 県との合同指導9事業所程度を予定 |
| 監査 | | 通報・苦情・相談等に基づいて入手した情報等により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に実地により実施 | |

⑦指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業所

| 指導監査等の区分 | | 実施内容 | 令和5年度実施対象施設等 |
|----------|------|---|---|
| 指導 | 集団指導 | サービス等の取扱い、相談支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正の内容及び運営基準等の内容、過去の指導事例等について講習等の方式により実施 | |
| | 実地指導 | 事業者の事業所において、サービス等の取扱い及び給付に係る費用の請求等に関する事項等について関係者から関係書類等を基に説明を求める方法により、概ね3年に1回の割合で実施 | 【実地】3施設 みつまた子ども相談支援事業所、 障害者相談支援センターあけぼの園、 相談支援事業所りんく |
| 監査 | | 通報・苦情等の要確認情報や、重大事故に関する情報等を踏まえ、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実地において随時実施 | |